

大和市告示第242号

大和市一時預かり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年11月16日

大和市長 大 木 哲

大和市一時預かり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市一時預かり支援事業補助金交付要綱（平成28年大和市告示第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「私立幼稚園預かり保育推進費補助金交付要綱」を「私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付要綱」に、「第2条第2項」を「第2条第2号」に改め、同条第3号中「除く。」の次に「以下同じ。」を加える。

第3条を次のように改める。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、1,060円に次に掲げる区分による数を順次乗じた額に2分の1を乗じて得た額とする。

- (1) 一時預かりを実施した日数
- (2) 1日当たりの実施時間
- (3) 従事した職員数

2 前項第3号の従事した職員数は、原則として1人とする。ただし、申請者が実施した一時預かりが次の各号のいずれにも該当するときは、2人とすることができる。

- (1) 全ての開園日において一時預かりの実施時間と園則に定める教育時間の合計が11時間以上であること。
- (2) 全ての園則に定める長期休業日及び土曜日（在園希望者がいる場合に限る。以下「長期休業日等」という。）において一時預かりの実施時間が11時間以上であること。
- (3) 前2号に掲げる一時預かりに従事する職員が2人以上であること。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市一時預かり支援事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。